

不動産の鑑定評価に関する法律

実務修習の状況の報告

1. 案内情報

- ①手続名 : 実務修習の状況の報告
- ②手続根拠 : 不動産の鑑定評価に関する法律第14条の22
- ③手続対象者 : 実務修習機関
- ④提出時期 : 修習生が実務修習のすべての課程を終えたとき遅滞なく
- ⑤提出方法 : 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第20条第1項各号に掲げる書類を添付した実務修習報告書を国土交通大臣に提出してください。
- ⑥手数料 : なし。
- ⑦添付書類・部数 : 添付書類は、①修習生の実務修習の受講期間を記載した書面、②修習生の実務修習の各課程における受講状況及びその結果を記載した書面、③修習生の各課程の履修状況及び過去の実務修習の受講履歴を記載した書面、④修習生の修了考査の結果を記載した書面、⑤その他不動産の鑑定評価に関する法律第14条の23の規定による確認を行うために必要な書面
部数については1部
- ⑧申請書様式 : 実務修習報告書
- ⑨記載要領・記載例 : 国土交通省土地・建設産業局企画課へお問い合わせください。

2. 窓口情報

- ①提出先 : 国土交通省土地・建設産業局企画課
- ②受付時間 : 執務時間内をお願いします。
- ③相談窓口 : 国土交通省土地・建設産業局企画課

3. 手続情報

- ①審査基準 : なし
- ②標準処理期間 : なし
- ③不服申立方法 : なし

実務修習報告書

不動産の鑑定評価に関する法律第14条の22の規定により実務修習の実施状況について下記のとおり報告します。

実務修習機関

氏名又は名称

住 所

代 表 者 名 (法人の場合に限る)

印

国土交通大臣 殿

実施した実務修習の概要			修了考査実施日	修了考査を 受 け た 人 数	修了考査に 合格した 人 数
実務に関する講義	基 本 演 習	実 地 演 習			